

伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務
に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

平成 30 年 5 月

伊賀市

1 提出する資料の種類

伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に必要な資料として、次の書類を提出すること。

- (1) 伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザルシステム機能調査表（以下「システム機能調査表」という。）
- (2) 企画提案書等（以下「提案書」という。）
 - ①伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（以下「企画提案書」という。）
 - ②伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル提案見積書（以下「提案見積書」という。）
 - ③上記①②を補足する付属資料（以下「付属資料」という。）

上記のものを、以下の留意事項に従い、提出すること。

2 全般的な留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいては、本プロポーザルの参加者から提出された資料に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、資料の作成にあたっては、提案内容を評価しやすいように、ソリューション¹や、その提案理由（他との比較等）、適用範囲、課題の解決策等、具体的に記載すること。
- (2) 資料の記載において、伊賀市（以下「本市」という。）の要求するシステム（別紙「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」）を参照のうえ、それを実現する機能や処理方式等が漏れた場合、評価が大幅に低くなるので、本市の要求を実現できるソリューションを余すことなく記載すること。カタログだけの提案や実現不可能なソリューションについては評価が低くなるので注意すること。
- (3) 本プロポーザルにおける仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本市の判断で受託候補者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (4) 仕様書に記載しているもの以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は積極的に提案を行うこと。
- (5) 提案見積書以外に別途費用を必要とするものは、評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。
- (6) 提案した方法だけで所与のシステムを実現できなければ、追加の方法やソフトの設計開発は提案者の負担で行うこととなる。

3 提出書類作成上の留意事項

- (1) 共通事項
 - ①全ての資料の様式は、A4とすること（図面等は除く。）。

¹ 業務上の問題点の解決や要求の実現を情報システム機能により対応するための方策。必要となるあらゆる要素（ハードウェア、ソフトウェア、通信回線、サポート人員など）を組み合わせる提供サービス全般を意味する。

- ②提案書の1部は、袋綴じして、社名を表紙に記載したうえで、本市の業者登録に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門、責任者名、電話番号及びE-mail アドレスを明示すること（以下「正本」という。）。正本として提出する文書については、電子媒体も作成すること。
- ③印を押さない提案書（以下「副本」という。）を指定された部数作成すること。副本には、表紙に社名を記載しないこと。また、副本についても電子媒体を作成すること。
- ④提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。体制図については、A社というような表現で記載すること。なお、評価・選定にあたっては公平性を確保するため、会社名の記載がない提案書を用いる。
- ⑤電子媒体はPDF形式又はMicrosoft Office形式にて、電子データ化したものを、CD-Rにて提出すること。

(2) システム機能調査表作成上の留意事項

- ①システム機能調査表は、「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザルシステム機能調査表」の表題を付け作成すること。
- ②作成部数は、次のとおりとする。

種 類	正本	副本	電子データ
システム機能調査表	1部	3部	各1部

(3) 提案書作成上の留意事項

- ①提案者のソリューションが理解しやすいように、簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。
- ②本市の審査委員会各委員が、漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。
- ③本市の提示した仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」等の記載に終始しないこと。このような提案については、厳しく評価する。
- ④提案書を提出する際は、企画提案書提出届（様式第10号）を1部作成のうえ、提案書と共に提出すること。
- ⑤提案書は、企画提案書、提案見積書、付属資料の3種類とし、それぞれに次の表題を付け作成すること。
 - 企画提案書… 「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書」
- ※ 別綴じと指示する、提案するシステムで作成される帳票の一覧（以下「帳票一覧」という。）及び標準機能で提供される帳票の様式サンプル（以下「帳票サンプル」という。）の表題については、「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（帳票サンプル）」とする。

※ 別綴じと指示する、「操作性評価資料」の表題については、「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書(操作性評価資料)」とする。

○ 提案見積書…「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル提案見積書」

○ 付属資料…「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル付属資料」

⑤企画提案書には、ページ番号を付番すること。

⑥作成部数は、次のとおりとする。

種 類	正本	副本	電子データ
企画提案書	1部	8部	各1部
提案見積書	1部	1部	各1部
付属資料	1部	8部	—

※ 但し、企画提案書のうち、別綴じの帳票サンプル及び別綴じの操作性評価資料についての副本は、1部のみで作成とする。

⑦提案見積書は、封入・封緘し提出すること。封筒には、表題及び社名を記述すること。

4 各資料の作成要領

(1) システム機能調査表の作成要領

①システム機能調査表は、本市が提供する Excel ファイルを使用して、作成すること。

②システム機能調査表の記載方法は、要求する機能に対する対応レベルを以下の記号で回答欄に回答すること。

なお、回答は、次のとおり定義する。

『カスタマイズによる対応』とは、パッケージシステムのプログラムを変更することで要求する機能を実現することをいう。

対応区分	内容	回答欄
標準パッケージ	提案システムにおいて標準装備のもの（パッケージ対応）	◎
代替案又は運用回避による対応	代替案又は運用回避により対応が可能なもの	○
カスタマイズによる対応	カスタマイズにより対応可能でありバージョンアップ等に影響のないもの	△
対応不可	対応できないもの	×

③システム機能調査表の回答理由について、補足することがあれば、備考欄に記載すること。

- ④Excel ファイルへの記載にあたり、記載量に応じて各行の高さは変更してもよいが、列の幅は変更しないこと。また、行や列の追加挿入は行わないこと。
- ⑤回答欄「△」の場合、当該対応にかかるカスタマイズ費用金額を「カスタマイズにかかる費用」欄に記載すること。また、当該カスタマイズ費用金額の総額を、提案見積書「I 導入経費⇒1 設計開発費用⇒1.2 カスタマイズ分」に必ず加えること。

(2) 提案書の作成要領

(2)－1 企画提案書

①企画提案書は、以下に示す項目の順に、漏れなく記載すること。

項目	記載内容
1 全般	
1.1 会社概要等	<p>◇会社の概要及び経営状態等の基本データを記載すること。</p> <p>◇従事者の体制として、自治体業務への従事者の配置状況及びノウハウ等の提供・推進体制について記載すること。</p>
1.2 導入・運用実績	<p>◇提案者が提案するシステム（パッケージシステム）について、自治体（市町村又は公営企業等）における導入及び運用等にかかる実績について記載すること（平成30年4月1日現在）。</p> <p>◇他社との共同開発の場合は、プロジェクトにおける役割を記載すること（平成30年4月1日現在）。</p> <p>◇実績とはならないが、導入契約を締結している場合についても、契約日、稼動予定年月を含め記載すること（平成30年4月1日現在）。</p> <p>[記載する事項]</p> <p>業務名、官公庁或いは自治体名、人口、データベース容量、クライアント端末台数、ハードウェア機器の仕様、稼動開始日及び年数、データ移行の有無及びその内容等</p>
2 システム構築	
2.1 機能体系	◇提案者が提案するシステムにおける機能体系を記載すること。
2.2 操作性	◇「仕様書⇒【3.2 機能要件】」に定める本市が求める機能要件に対し、提案者が提案するシステムの適合度合いを記載すること。

	<p>◇「操作性評価資料」として、以下の項目についての業務にかかる機能及び処理に係る一連の流れについて、「イメージ図、フロー図、画面ハードコピー等（以下「イメージ図等」という。）」を用いて、具体的にわかりやすく記載すること。「操作性評価資料」は、企画提案書とは別綴じとすること。</p> <p>「操作性評価資料」として作成する項目は、「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル評価基準書」7頁に記載する「デモンストレーション評価項目」に掲げる各小項目とする。</p> <p>【「デモンストレーション評価項目」の小項目一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.1 通常対応業務 1.2 分納誓約業務 2.1 催告処理業務 2.2 延滞金管理業務 2.3 時効管理業務 2.4 欠損管理業務 2.5 財産調査業務 2.6 滞納処分業務 3.1 抽出・一括処理 4.1 システム管理 5.1 複数部署対応
2.3 追加機能	<p>◇本市の要求する仕様以外に追加機能がある場合は、その内容を記載するとともに、内容をイメージ図等用いて分かりやすく説明すること。</p>
2.4 帳票	<p>◇提案するシステムにおける帳票出力についての考え方を記載すること。</p> <p>◇「帳票一覧」及び「帳票サンプル」を記載すること。なお、「帳票一覧」及び「帳票サンプル」は、企画提案書とは別綴じとすること。「帳票一覧」は、本編にも含めること。</p>
2.5 システム連携	<p>◇「仕様書⇒【4 システム連携】」の記載内容を踏まえたうえで、提案するシステムにおける住民情報システム(COKAS-R/ADⅡ)及びその他システム(ADWORLD及びW.Ing)との連携についての考え方や連携方法について、わかりやすく記載すること。</p> <p>◇住民情報システム(COKAS-R/ADⅡ)及びその他システム(ADWORLD及びW.Ing)との連携に関して考慮しておくべき事項があれば、その内容および想定される</p>

		対応方法を提案すること。
2.6	移行要件	◇「仕様書⇒【5 移行要件】及び【9.1 データ移行】」の記載内容を踏まえたうえで、データ移行の考え方、移行方法について分かりやすく記載すること。 ◇業務移行の考え方と実施方法（業務移行計画）について記載すること。
2.7	稼動前研修	◇「仕様書⇒【9.2 稼動前研修】」の記載内容を踏まえたうえで、稼動前研修の考え方、アピールポイント等を分かりやすく記載すること。 ◇市職員向けの研修を実施するうえで、提案者の経験から考慮しておくべき事項等があれば記載すること。
3	システム基盤	
3.1	システム基盤（全般）	◇「仕様書⇒【6 システム基盤】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者が提案するシステムに関して、基本的な考え方、アピールポイント等を簡潔・明瞭で分かりやすく記載すること。 ◇次の項目に区分すること。 「仕様書⇒【6.4 運用要件】」 ◇なお、本市の要件あるいは想定仕様と異なる提案をするときは、その理由を明確に記載すること。
3.2	システム基盤（機器等）	◇「仕様書⇒【6.3 性能要件・信頼性要件】及び【6.5 ハードウェア・ソフトウェア仕様】並びに【10 ハードウェア等の納入】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者が提案するハードウェア・ソフトウェアについて、以下の項目について記載すること。 ① 提案するハードウェアの全体構成図及びその考え方 ② 提案するハードウェアの明細書 ※明細書に記載する事項（メーカー名、製品名、型番、数量、スペック、総重量、総電力量、電源仕様等） ※ CPU、メモリ、ディスク容量等については、提案数量とハードウェアとしての最大搭載数量（拡張性）が分かるように記載すること。 ③ パッケージシステム以外に必要となるソフトウェアの明細書（ハードウェアとの員数の関係を明確に記載すること） ④ 提案の理由と根拠 ⑤ 提案システムにおける拡張性確保の考え方とその

	<p>対策</p> <p>⑥提案システムの性能面に関する考え方と提案者が想定している目標値、制約及び具体的な検証方法について記載すること。</p> <p>◇ なお、本市の要件或いは想定仕様と異なる構成を提案するときは、その理由を明確に記載すること。</p>
3.3 セキュリティ	<p>◇ 「仕様書⇒【7セキュリティ要件】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者が提案するシステムに関して、基本的な考え方や方針を記載すること。</p> <p>◇ セキュリティ対策を実現するための具体的な方法について、以下の項目で記載すること。</p> <p>① 「7.2 不正アクセス防止（サーバ関連機器）」</p> <p>② 「7.3 ウイルス対策（サーバ関連機器）」</p> <p>③ 「7.4 監査証跡（サーバ関連機器）」</p> <p>◇ 上記以外で、本システム導入に際し、実装することが望ましいセキュリティ機能については、積極的な提案を求める。</p>
4 導入・運用	
4.1 導入計画	<p>◇ 「仕様書⇒【8導入計画】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者の考え方を記載すること。</p> <p>◇ 特に、次の項目について具体的に記載すること。</p> <p>① 導入体制</p> <p>② 開発スケジュール及び各工程の作業内容</p> <p>③ 進捗管理</p> <p>④ 品質管理</p> <p>⑤ 本市との役割分担</p>
4.2 運用確認期間	<p>◇ 「仕様書⇒【9.3 運用確認期間の対応について】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者の考え方を記載すること。</p>
5 保守業務	
5.1 運用保守業務	<p>◇ 「仕様書⇒【11.2 運用保守業務】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者の考え方、アピールポイント等を具体的に記載すること。</p>
5.2 ハードウェア保守業務	<p>◇ 「仕様書⇒【11.3 ハードウェア保守業務】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者の考え方、アピールポイント等を具体的に記載すること。</p>

6	その他	
6.1	課題解決	◇ 本業務において想定される課題とその解決策をわかりやすく記載すること。
6.2	次回更新	◇ 「仕様書⇒【12.11 次期システム更新に伴う業務引継ぎに関する事項】」の記載内容を踏まえたうえで、提案者の考え方を記載すること。
6.3	追加提案	◇ その他業務全般に関する追加提案があれば記載すること。

②企画提案書は、次のページ数に収めること。既定のページ数を超えた場合は、減点の対象とするので注意すること。

○企画提案書全体から、別綴じと指示する表題「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（帳票サンプル）」及び表題「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（操作性評価資料）」を除いた部分100ページ以内

○表題「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（帳票サンプル）」…………… ページ制限なし

○表題「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（操作性評価資料）」…………… ページ制限なし

③表題「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（帳票サンプル）」は、企画提案書本編と別綴じとし、正本1部、副本1部、電子データ各1部を提出すること。

④表題「伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に係る公募型プロポーザル企画提案書（操作性評価資料）」は、企画提案書本編と別綴じとし、正本1部、副本1部、電子データ各1部を提出すること。

⑤本市は、本業務委託の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委託することを認めない。構築・運用保守体制における再委託に当たっては、別途本市の承認を要する。他の者に再委託を予定している場合は、再委託予定者について記載すること。なお、再委託予定者を記載したとしても、本市がこれを承認することを保証するものではない。

(2)ー2 提案見積書

①提案見積書は、以下の見積要件に従い、別紙様式にて作成すること。

②提案見積書の提示価格は、提案上限額で示す金額の範囲内であること。

③本業務に要する経費を次の区分により、全額見積もること。

○導入経費

区 分		見積内容
1 設計開発費用		<p>◇ 「仕様書⇒【3.2 機能要件】」を実現するうえで、システムを構築するために要する経費を計上すること。 なお、見積もる金額は以下の費用とする。</p> <p>① システム構築費 ② システムセットアップ費 ③ 提案するシステムの導入に係る上記以外の必要経費（別に提出する明細書には、各項目を明記し、その金額を記載すること。）</p> <p>◇ 以下の区分で計上すること。</p>
	1.1 パッケージ機能分	◇ 標準機能を構築するために要する経費を計上すること。
	1.2 カスタマイズ分	◇ カスタマイズにより対応する機能を構築するために要する経費を計上すること
	1.3 その他	◇ プロジェクト管理等、上記に含まれない経費を計上すること。
2 付帯作業費用		<p>◇ 「仕様書⇒【9 付帯作業】」を実現するために要する経費を計上すること。 なお、見積もる金額は以下の費用とする。</p>
	2.1 データ移行費用	◇ 現行システムからのデータ移行に要する経費を計上すること。
	2.2 データ連携費用	◇ 住民情報システム（COKAS-R/ADⅡ）及びその他システム（ADWORLD 及び W. Ing）とのデータ連携に要する経費を計上すること
	2.3 職員研修費用	◇ 稼動前研修に要する経費を計上すること。

3 物品調達費用		<p>◇ 提案者が提案するハードウェアの購入に要する経費を計上すること。</p> <p>◇ メーカーの5年保証（5年保証がない場合は、可能な最長期間のメーカー保証）を付ける際に要する経費を含めること。</p> <p>◇ パッケージシステム以外に必要となるソフトウェアの代金を計上すること。</p> <p>◇ 以下の区分で計上すること。</p>
	3.1 ハードウェア費用	◇ ハードウェア購入及びメーカー保証等に関する経費を計上すること。
	3.2 ソフトウェア製品費用	◇ パッケージシステム以外に必要となるソフトウェアの代金を計上すること。
	3.3 ハードウェア等納入費用	◇ 本業務にて調達する機器の納入、設置に関する経費を計上すること。

○ランニング経費

本システム導入後、5年間（60ヶ月）のランニング経費を見積もること。
 本システム導入にかかるカスタマイズにより発生するランニング経費増額費用については、当該ランニング経費に含むこと。

区 分		見積内容
1 維持管理費用		
	1.1 システム使用料	
	①使用料	◇ 使用料形式の場合は、使用料上乗せ分のみを計上すること。
	②リース料	◇ リース料形式の場合は、リース料上乗せ分のみを計上すること。
	1.2 システム保守費用	<p>◇ 「仕様書⇒【11 システム保守業務】」の内容を踏まえたうえで、提案者が提案するシステム保守に要する経費を計上すること。</p> <p>◇ 見積金額は、月額を基に記載すること。</p>

		◇ 以下の区分で計上すること。
	① 運用保守費用	◇ 「仕様書⇒【11.2 運用保守業務】」の内容を踏まえたうえで、提案者が提案する運用保守業務に要する経費を計上すること。
	② ハードウェア保守費用	◇ 「仕様書⇒【11.3 ハードウェア保守業務】」の内容を踏まえたうえで、提案者が提案するハードウェア保守業務に要する経費を計上すること。 ◇ メーカーの保証で、5年保証を満たさない場合の残りの年数分の保守費用を計上すること。 ◇ 見積金額は、機器毎の金額を別紙明細書にて明示すること。
2 次期更新費用		◇ 本システムの使用契約満了後、他社のシステムを導入する場合で、本システムの全データを抽出するために係る経費を見積もること。 ◇ データ抽出には、データレイアウト等の情報を付けること。 ◇ データ抽出回数は3回とする。 ◇ 本経費については、算出根拠を別紙明細書にて明らかにすること。

(注意事項)

- ① 提案見積書の金額は、算用数字、単位は円とし、消費税及び地方消費税を除いた金額で記載すること。
- ② 費用については、本市が指定する所定の見積書に記載すること。
- ③ 見積金額に関する明細書を提案者様式により作成のうえ、別綴じで提出すること（正本1部、副本1部、電子データ各1部）。なお、当該明細書は、見積金額の積算根拠が分かるように記載すること。
- ④ 提案見積書のうち「正本」は、本市の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ⑤ 提案見積書において記載ミスがあった場合の判断は、本市が行うものとする。例えば、ハードウェアや基本ソフトウェア等の記載漏れや不備があった場合にも、見積金額の中で伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務に必要なものとして提案したもののみなす。
- ⑥ 電源工事及びネットワーク敷設工事費については、本見積には含まない。
- ⑦ 住所辞書購入費用については、本見積には含まない。

(2)ー3 付属資料

- ① 付属資料一覧を作成し、添付すること。
- ② パンフレット等は直接評価の対象とはならないが、提案書を評価するにあつ

て参考とするので、提案に関わるソフトウェア、ハードウェア等の製品諸元がわかる資料を提出すること。